

裾野市告示第100号

裾野市日常生活用具給付（貸与）事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年6月28日

裾野市長 村田 悠

裾野市日常生活用具給付（貸与）事業実施要綱の一部を改正する要綱

裾野市日常生活用具給付（貸与）事業実施要綱（平成18年裾野市告示第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する者をいう。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種目	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体障害者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	身体障害者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。） (2) 寝たきりの状態	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	70,000

		にある難病患者等			
	身体障害者以外の者(児)	<p>(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が2級以上であるものであって、それぞれ原則として3歳以上のもの</p> <p>(2) 寝たきりの状態にある難病患者等であって、原則として3歳以上のもの</p>	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの		
特殊尿器	身体障害者	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)</p> <p>(2) 自力で排尿できない難病患者等</p>	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	身体障害者以外の者	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手			

	(児)	<p>帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級の者であって、常時介護を要する原則として学齢児以上もの</p> <p>(2) 自力で排尿できない難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの</p>			
入浴担架	身体障害者	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>	障害者(児)等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	身体障害者以外の者 (児)	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が2級以上の者であって、入浴に介護を要する原則として3歳以上のもの</p>			

		(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として3歳以上のもの			
体位変換器	身体障害者	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)2級以上の者であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する原則として学齢児以上のもの (2) 寝たきりの状態にある難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの	障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの		
移動用リ	身体障	(1) 下肢又は体幹機	介護者が障害者	4年	159,000

フト	害者	<p>能障害 2 級以上の者</p> <p>(2) 下肢又は体幹機能障害のある難病患者等</p>	<p>(児)等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。</p>		
身体障害者以外の者 (児)	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）2 級以上の者であって、原則として 3 歳以上のもの</p> <p>(2) 下肢又は体幹機能障害のある難病患者等であって、原則として 3 歳以上のもの</p>				
訓練いす	身体障害者以外の者 (児)	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）2 級以上の者であって、原則として 3 歳以上のもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患</p>	<p>原則として付属のテーブルをつけるものとする。</p>	5 年	33, 100

			者等			
	訓練用ベッド	身体障害者以外の者(児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が2級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの (2) 下肢又は体幹機能障害がある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
	カーシート	身体障害者	(1) 体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害2級以上の者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	3年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	身体障害者	(1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの (2) 入浴に介助を必要とする難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	5年	90,000
		身体障害者以外の者	(1) 下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要す			

	(児)	<p>る原則として 3 歳以上のもの</p> <p>(2) 入浴に介助を要する難病患者等であって、原則として 3 歳以上のもの</p>			
便器	身体障害者	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者</p> <p>(2) 常時介護を要する難病患者等</p>	<p>障害者(児)等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8 年	29,800
	身体障害者以外の者(児)	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。) 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの</p> <p>(2) 常時介護を要する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの</p>			
頭部保護帽	身体障害者	<p>(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、必要と認められるもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	3 年	17,500

		者等			
	身体障害者以外の者(児)	<p>(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定されたもの、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、又は、身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。)を有し、必要と認められるもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>			
T字状・棒状のつえ	身体障害者	<p>(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、必要と認められるもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>	障害者(児)等が容易に使用し得るもの	3年	3,000

	身体障害者以外の者 (児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等			
移動・移乗支援用具	身体障害者	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であつて、家庭内の移動等において介助を必要とするもの  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。  ア 障害者(児)等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの  イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とす	8年	60,000
	身体障害者以外の者 (児)	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有し、家庭内の移動等において介助を			

		必要とするものであって、原則として3歳以上のもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	る。		
特殊便器	身体障害者	(1) 上肢障害 2 級以上の者 (2) 上肢機能に障害のある難病患者等	障害者等及び知的障害者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	151, 200
	身体障害者以外の者 (児)	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が2級以上であるもので原則として学齢児以上のもの	障害児等及び知的障害児を介護している者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		

		(2) 上肢機能障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
火災警報器	身体障害者	(1) 障害の程度が2級以上の者であって、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	身体障害者以外の者(児)	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が2級以上であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等			

		者等			
自動消火器	身体障害者	<p>(1) 障害の程度が 2 級以上の者であつて、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの</p> <p>(2) 火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等（難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年	28,700
	身体障害者以外の者（児）	<p>(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害の程度が 2 級以上であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの</p> <p>(2) 火災発生の感知及び避難が著しく</p>			

		<p>困難な難病患者等 (難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>			
電磁調理器	身体障害者	<p>(1) 視覚障害 2 級以上の者(日常生活上必要と認められる世帯に限る。)</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯に限る。)</p>	視覚障害者等又は知的障害者等が容易に使用し得るもの	6 年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者	<p>(1) 視覚障害 2 級以上の者</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5 年	12,000
	身体障害者以外の者(児)	<p>(1) 視覚障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの</p>			
聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者	(1) 聴覚障害 2 級以上の者(日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	5 年	87,400

		(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯に限る。)			
視覚障害者用音声 I C タグ レコーダー	身体障害者	(1) 視覚障害 2 級以上の者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、I C タグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5 年	59,800
	身体障害者以外の者(児)	(1) 視覚障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上であるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
車いす(貸与)	身体障害者	(1) 下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、使用している下肢用の義肢・装具の修理が必要	障害者(児)等が下肢用の義肢・装具を修理する間の移動を可能とするもの	下肢用の義肢・装具の修理に要する期	介護保険単価
	身体障害者以外の者(児)				

			なもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等		間	
地震防災用具	身体障害者	(1) 障害等級4級以上の障害者であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	地震発災若しくは避難中に障害者(児)等が容易に使用しうるもの又は地震発災時に障害者(児)等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの	5年	防災用ベスト 5,000 防災用リュック 7,000 その他 50,000	
	身体障害者以外の者(児)	(1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者・児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び障害等級4級以上の者であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの			
在宅療養等支	透析液加温器	身体障害者	(1) 腎臓機能障害3級以上の者であって、自己連続携行式	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500

援用具		<p>腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>			
	<p>身体障害者以外の者(児)</p>	<p>(1) 腎臓機能障害 3級以上の者であって、原則として3歳以上のもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として3歳以上のもの</p>			
ネブライザー(吸入器)	<p>身体障害者</p>	<p>(1) 呼吸器機能障害 3級以上の障害者(児)又は同程度の障害を有する障害者(児)であって、必要と認められるもの</p> <p>(2) 呼吸機能障害を有する難病患者等</p>	<p>障害者(児)等が容易に使用し得るもの</p>	<p>5年</p>	<p>36,000</p>
	<p>身体障害者以外の者(児)</p>				
電気式たん吸引器	<p>身体障害者</p>	<p>(1) 呼吸器機能障害 3級以上の障害者(児)又は同程度の障害を有する障害者(児)であって、必要と認められるもの</p>	<p>障害者(児)等が容易に使用し得るもの</p>	<p>5年</p>	<p>56,400</p>
	<p>身体障害者以外の者(児)</p>				

		(2) 呼吸機能に障害がある難病患者等			
吸引器・ ネブライ ザー両用 器	身体障 害者	(1) 呼吸器機能障 害3級以上の障害 者(児)又は同程 度の障害を有す る障害者(児)で あって、必要と認 められるもの  (2) (1)と同程度の障 害を有する難病患 者等	障害者(児)等が容 易に使用し得るも の	5年	69,000
	身体障 害者以 外の者 (児)				
酸素ボン ベ運搬車	身体障 害者	医療保険における 在宅酸素療法を行 う者	障害者等が容易に 使用し得るもの	10 年	17,000
視覚障害 者用体温 計(音声 式)	身体障 害者	(1) 視覚障害2級以 上の者(日常生活上 必要と認められる 世帯に限る。)  (2) (1)と同程度の障 害を有する難病患 者等(日常生活上必 要と認められる世 帯に限る。)	視覚障害者(児)等 が容易に使用し得 るもの	5年	9,000
	身体障 害者以 外の者 (児)	(1) 視覚障害2級以 上の者であって、原 則として学齢児以 上のもの  (2) (1)と同程度の障 害を有する難病患 者等であって、原則 として学齢児以上			

		のもの(難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
視覚障害者用体重計	身体障害者	(1) 視覚障害 2 級以上の者(日常生活上必要と認められる世帯に限る。) (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	18,000
視覚障害者用血圧計(音声式)	身体障害者	(1) 視覚障害 2 級以上の者(日常生活上必要と認められる世帯に限る。) (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5 年	15,000
パルスオキシメーター	身体障害者	(1) 呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害を有する者又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの(呼吸器機能障害又は心臓機	(1) 脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者(児)等が容易に使用できるもの (2) 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有	5 年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するものにあつては
	身体障害者以外の者(児)				

			能障害以外の場合 は、医師が必要と認 めたものに限る。) (2) 在宅酸素療法を 行っている又は人 工呼吸器の装着が 必要な難病患者等	するもので、難 病患者等が容易 に使用できるも の（真に必要と 認める場合に限 る。）		157,500
情 報・ 意思 疎通 支援 用具	携帯用会 話補助装 置	身体障 害者	(1) 音声機能若しく は言語機能障害を 有する者又は肢体 不自由者であって、 発声・発語に著しい 障害を有するもの (2) 同程度の障害を 有する難病患者等	携帯式で、ことば を音声又は文章に 変換する機能を有 し、障害者（児）等 が容易に使用し得 るもの	5年	98,800
		身体障 害者以 外の者 （児）	(1) 音声機能若しく は言語機能障害を 有する者又は肢体 不自由者であって、 発声・発語に著しい 障害を有する原則 として学齢児以上 のもの (2) 同程度の障害を 有する難病患者等 であって、原則とし て学齢児以上のもの			
情報・通 信支援用 具		身体障 害者	(1) 視覚障害若しく は上肢機能障害2 級以上の者又は脳 原性運動機能障害	パーソナルコンピ ュータ、タブレッ ト端末又はスマー トフォンを使用す	4年	150,000
		身体障 害者以				

	外の者 (児)	(上肢機能障害に限る。)を有する者であって、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	るに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
点字ディスプレイ	身体障害者	(1) 視覚障害 2 級以上の者であって、必要と認められるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年	430,000
点字器	身体障害者	(1) 主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5 年	10,400
	身体障害者以外の者 (児)				
点字タイプライター	身体障害者	(1) 視覚障害 2 級以上の者であって、就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの	視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5 年	82,000

	身体障害者以外の者 (児)	(1) 視覚障害 2 級以上の者であって、原則として就学若しくは就労している又は就労が見込まれるもの  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として就学若しくは就労している又は就労が見込まれるもの			
視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者	(1) 視覚障害 2 級以上の者  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6 年	85,000
	身体障害者以外の者 (児)	(1) 視覚障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者	(1) 視覚障害 2 級以上の者  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号	6 年	99,800

	身体障害者以外の者（児）	<p>(1) 視覚障害 2 級以上の者であって、原則として学齢児以上のもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの</p>	に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）等が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用読書器	身体障害者	<p>(1) 本装置により読書が可能になる視覚障害を有する者</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により読書が可能になるもの</p>	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者（児）等が容易に使用できるもの	8 年	250,000
	身体障害者以外の者（児）	<p>(1) 本装置により読書が可能になる視覚障害を有する者であって、原則として学齢児以上のもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により読書が可能になる原則として学齢児以上のもの</p>			
視覚障害者用小型	身体障害者	(1) 本装置により文字等を読むことが	読みたいもの（印刷物等）の上に置	5 年	35,900

拡大読書器		<p>可能になる視覚障害を有する者</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの</p>	<p>いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの</p>		
	<p>身体障害者以外の者(児)</p>	<p>(1) 本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害を有する者であって、原則として学齢児以上のもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる原則として学齢児以上のもの</p>			
視覚障害者用時計	身体障害者	<p>(1) 視覚障害 2 級以上の者</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>	<p>視覚障害者等が容易に使用し得るもの</p>	5 年	13,300
視覚障害者用ラジオ	身体障害者	<p>(1) 視覚障害 2 級以上の者</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>	<p>テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの</p>	5 年	29,000
	身体障害者	<p>(1) 視覚障害 2 級以</p>			

	害者以外の者 (児)	上の者であって、原則として学齡児以上のもの  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齡児以上のもの			
聴覚障害者用印字型通信装置	身体障害者	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの  (2) 同程度の障害を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者(児)等が容易に使用できるもの	5年	25,000
	身体障害者以外の者 (児)	(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齡児以上のもの  (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齡児以上のもの			
聴覚障害	身体障害者	(1) 聴覚障害又は発	通信回線に接続す	5年	71,000

者用映像 型通信装 置	害者	<p>声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等</p>	ることにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者(児)等が容易に使用できるもの		
	身体障害者以外の者(児)	<p>(1) 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上のもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの</p>			
聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者	<p>(1) 聴覚障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの</p> <p>(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、本装置によりテレビの</p>	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向	6年	88,900
	身体障害者以外の者(児)				

		視聴が可能になるもの	け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	身体障害者	音声機能障害を有する者であって、本装置により発声が可能になるもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	73,000
	身体障害者以外の者(児)				
埋込型人工喉頭用人工鼻	身体障害者	音声機能障害者を有する者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	発声が可能となる機器であり、障害者(児)等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	28,600 (月額)
	身体障害者以外の者(児)				
福祉電話	身体障害者	(1) 難聴者又は外出困難な原則として障害等級2級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの (2) 同程度の障害を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	40,000

視覚障害者用図書	身体障害者	(1) 主に情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者 (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	点字により作成された図書	—	市長が必要と認めた額
	身体障害者以外の者(児)				
人工内耳用電池	身体障害者	(1) 聴覚障害を有する者であって、現に人工内耳を装用しているもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装用しているもの	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電器及び充電池	充電器:3年 充電池:1年	ボタン電池 2,500(月額) 充電器 28,600 充電池 17,600
	身体障害者以外の者(児)				
暗所視支援眼鏡	身体障害者	(1) 夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められるもの(実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。) (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等(実機を体験し	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	8年	395,000

			給付が必要であると認められるものに限る。)			
		身体障害者以外の者(児)	(1) 夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害児であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師の意見書等で有用性及び安全性が認められる原則として学齢児以上のもの(実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る。) (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等であって、原則として学齢児以上のもの(実機を体験し給付が必要であると認められる者に限る。)			
排泄管理支援用具	ストーマ装具	身体障害者	ストーマ造設者	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	20,600 (月額) (尿路系 11,700) (消化器系 8,900)
		身体障害者以外の者(児)				
	収尿器	身体障害者	(1) 高度の排尿機能	障害者(児)等又は	—	8,500

		害者	障害を有する者	介助者が容易に使用し得るもの		
		身体障害者以外の者(児)	(2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等			
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	身体障害者 身体障害者以外の者(児)	(1) 高度の排便若しくは排尿機能障害を有する者若しくは脳原性運動機能障害により意思表示が困難な者又は便意の意思表示及び定時排泄が困難な重度の知的障害を有する者であって、医師の意見書により必要があると認められたもの (2) (1)と同程度の障害を有する難病患者等	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	12,000 (月額)
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	身体障害者	(1) 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)又は視覚障害	障害者(児)等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回とする	200,000

			2 級以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害を有する難病患者等			
		身体障害者以外の者 (児)	(1) 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。) 3 級以上の者 (特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害 2 級以上の者) であって、学齢児以上のもの又は視覚障害 2 級以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害を有する難病患者等であって、学齢児以上のもの			
その他	その他市長が特に必要と認める用具	身体障害者 身体障害者以外の者 (児)	障害者(児)又は同程度の障害を有する難病患者等であって、市長が特に必要と認めるもの	障害者(児)等又は介助者が容易に使用し得るものであって、障害者(児)等の安全を確保し生命を守るもの	—	200,000

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。